

居宅介護支援事業所 友愛ケアプランセンターのご案内

【R6.4.1～】

当事業所は、介護が必要な方等からのご相談に応じ、心身の状況やおかれている環境等に応じて、ご本人やご家族の意向等を基に、居宅サービスまたは施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成すると共に、サービスの提供が確保されるように居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

◆事業所の所在地等

事業所名称	友愛ケアプランセンター
指定事業所番号	大阪府指定 第2775900067号
事業所所在地	大阪市住之江浜口西3丁目5番10号
連絡先	電話 : 06-6672-5860、FAX : 06-6672-5862
管理者	八野 まゆみ (介護支援専門員 2名)
事業所の通常のサービス実施地域	大阪市住之江区・住吉区・西成区
営業日	月曜日～土曜日 ただし 国民の祝日・休日、12月30日～1月3日を除く
営業時間	平日:午前9時～午後5時、土曜日:午前9時～午後1時

◆事業の運営方針

利用者が可能な限り居宅において、能力に応じ、自立した日常生活を営むように配慮を行い、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立つと共に、ご利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏する事のないよう公正中立に行います。

◆居宅介護支援の内容

- ①居宅サービス計画
- ②居宅サービス事業者との連絡調整
- ③サービス実施状況把握、評価
- ④利用者状況の把握
- ⑤給付管理
- ⑥要介護(支援)認定申請に対する協力、援助
- ⑦相談業務

◆利用料金

- ・介護保険給付の適用となる場合、利用者の自己負担はございません。
- ・1ヶ月あたりの料金については、介護報酬の告示上の単位数とします。

要介護度区分	要介護 1・2	要介護 3～5
取扱い件数区分		
介護支援専門員 1 人に当りの利用者の数が、45 人未満の場合	居宅介護支援費 I (i) (単位数 1,086) 12,076 円	居宅介護支援費 I (i) (単位数 1,411) 15,690 円
〃 45 人以上の場合において、45 人以上 60 人未満の部分	居宅介護支援費 I (ii) (単位数 544) 6,049 円	居宅介護支援費 I (ii) (単位数 704) 7,828 円
〃 45 人以上の場合において、60 人以上の部分	居宅介護支援費 I (iii) (単位数 326) 3,625 円	居宅介護支援費 I (iii) (単位数 422) 4,692 円

	加 算	加算額	内 容 ・ 回 数 等
要介護度による区分なし	初回加算 (単位数 300)	3,336 円	・新規に居宅サービス計画を作成する場合 ・要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 ・要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算		病院等の職員に必要な情報提供をした場合
	I (単位数 250)	2,780 円	・入院当日
	II (単位数 200)	2,224 円	・入院の日から3日以内
	退院・退所加算		入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画の作成をした場合。
	(I) イ (単位数 450)	5,004 円	・連携1回
	(I) ロ (単位数 600)	6,672 円	・連携1回 (カンファレンス参加あり)
	(II) イ (単位数 600)	6,672 円	・連携2回以上
	(II) ロ (単位数 750)	8,340 円	・連携2回 (内1回以上カンファレンス参加あり)
	(III) (単位数 900)	10,008 円	・連携3回以上 (内1回以上カンファレンス参加あり)
通院時情報連携加算 (単位数 50)	556 円	医師の診察を受ける際に同席し、医師等に心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合。 1月に1回を限度とする。	

◎ 1 単位は、11.12 円で計算しています。

◆居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

天災や災害等の場合は、介護支援専門員は事業所の指示に従うこととします。

◆虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、人権教育及び虐待防止に関する研修を実施、受講させることや、必要な体制の整備及び、措置を講ずるよう努めるものとします。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 ・ 八野 まゆみ
虐待防止に関する担当者	介護支援専門員 ・ 岸本 明子

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。

(6) 虐待の防止のための指針を作成します。

(7) 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、事業者は虐待等の事実を発見した場合、速やかに市区町村へ通報します。

◆身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることについて留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。

(2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。

一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

◆秘密の保持と個人情報の保護等について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業員」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。</p>
---------------------------------	---

② 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>
---------------	---

◆事故発生時の対応について

当事業所が利用者に対して行う指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者のご家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業所が利用者に対して行った居宅介護支援の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名： 損害保険ジャパン株式会社

◆業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的(年1回以上)に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

◆衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

◆ハラスメントの防止

(1) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 第30条の2第1項の規定に基づき、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じます。

(2) 利用者及びその家族はサービス利用に当たって、次の行為を禁止します

- ① 介護支援専門員等に対する身体的暴力
(直接的、間接的を問わず有形力を用いて危害を及ぼす行為)
- ② 介護支援専門員等に対する精神的暴力
(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)
- ③ 介護支援専門員等に対するセクシュアルハラスメント
(意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為等)

◆介護支援業務に関する相談、苦情について

(1)苦情を迅速・円滑に処理する手順について

事業者の窓口で受けた苦情については、受付を担当した者が苦情処理記録簿に記録し、その場で対応可能なものであっても必ず責任者に連絡し、処理内容を的確に決定し、利用者に連絡をします。苦情については内容に応じて利用者を訪問し状況把握を行う場合があります。また苦情内容によっては、行政窓口を紹介いたします。サービス事業者に対する利用者からの苦情は当該サービス事業者の管理者に苦情内容を速やかに伝達し共同して対応策を検討します。またこれら以外の対応措置についてはその都度協議し、利用者の立場に立って処理するものとします。

(2)居宅介護支援業務に関する相談、苦情等は下記の窓口までお申し出下さい。

【事業所の窓口】 友愛訪問看護ステーション 担当:八野 まゆみ	所在地	大阪市住之江浜口西3丁目5番10号
	電話番号	06-6672-5801
	受付時間	月～土 午前9時～午後5時(土曜日は午後1時まで)
【市町村の窓口】 住之江区役所 地域保健福祉課介護保険係	所在地	大阪市住之江区御崎3-1-17
	電話番号	06-6682-9859
	受付時間	月～金 午前9時～午後5時
【市町村の窓口】 住吉区役所 地域保健福祉課介護保険係	所在地	大阪市住吉区南住吉3-15-55
	電話番号	06-6694-9859
	受付時間	月～金 午前9時～午後5時
【市町村の窓口】 西成区役所 地域保健福祉課介護保険係	所在地	大阪市西成区岸里1-5-20
	電話番号	06-6659-9859
	受付時間	月～金 午前9時～午後5時
【公共団体の窓口】 大阪府国民健康保険 団体連合会	所在地	大阪府中央区常磐町1-3-8 中央大通FNEビル 11階
	電話番号	06-6949-5418
	受付時間	月～金 午前9時～午後5時